

# ○豊中市伊丹市クリーンランド自動車駐車場使用料条例施行規則

制定 令和2年2月28日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市伊丹市クリーンランド自動車駐車場使用料条例（令和元年組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車料金)

第2条 条例第2条第1項の組合規則で定める額は、100円とする。ただし、駐車時間24時間までごとに駐車料金が700円を超える部分については、無料とする。

(駐車料金の不徴収)

第3条 条例第2条第4項の規定により、次のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しないものとする。

- (1) 災害救助、人命救助（救急業務を含む。）、水防活動、消火活動のために使用する自動車を駐車させるとき。
- (2) 緊急を要する電気、ガス、水道等の応急作業を行うために使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) 緊急を要する公務を行う場合その他管理者が特に必要と認める場合に自動車を駐車させるとき。

(駐車料金の徴収方法)

第4条 駐車場を利用する者は、入場の際に駐車券の交付を受け、出場の際に、入場の際に交付を受けた駐車券による駐車料金の精算を受け、当該駐車料金を納付しなければならない。

- 2 駐車場を利用する者は、前項の駐車券を紛失したとき又は破損、汚損等により料金精算機を利用できないときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による届出があったときは、入場時間を確認し、出場に必要な措置を講じるものとする。この場合において入場時間を確認できないときは、入場日の午前7時に入場したものとみなす。

(駐車料金の減免)

第5条 条例第4条の規定による駐車料金の減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場の管理業務に関する自動車を駐車させるとき 全額
- (2) 行政委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条におい

て準用する同法第138条の4第3項に基づき設置した附属機関その他行政運営上の意見聴取等を行うため豊中市伊丹市クリーンランドが設置した会議（豊中市伊丹市クリーンランド及びその構成市の職員のみで構成されるものを除く。）の委員又は豊中市伊丹市クリーンランドが加入している団体の構成員が豊中市伊丹市クリーンランドで行われる会議等に出席するため自動車を駐車させるとき 全額

(3) クリーンランドの業務に無報酬で従事する者が当該業務に従事するため自動車を駐車させるとき 全額

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳，国が定める療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく医療受給者証の交付を受けている者その他管理者がこれらの者に準ずると認める者が運転又は同乗している自動車を駐車させるとき 全額

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）が学校教育活動の目的等で施設を見学するため自動車を駐車させるとき 全額

(6) 学校教育法第1条に規定する幼稚園の教育活動，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の教育若しくは保育活動又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所の保育活動の目的で施設を見学するため自動車を駐車させるとき 全額

(7) 国，地方公共団体等が施設を視察するため自動車を駐車させるとき 全額

(8) その他管理者が特別の理由があると認めるとき 全額又はその都度管理者の定める額の減額

2 前項に規定する駐車料金の減免を受けようとする者は，事前に又は入場後精算までの間に，管理者に減免申込書を提出して，その認定を受けなければならない。ただし，管理者がやむを得ない理由があると認めるときは，減免申込書によらず，他の方法をもって申込みを行うことができる。

3 管理者は，前項の規定により駐車料金の減免を決定したときは，当該申込者が交付を受けた駐車券の処理等を行うものとする。

(申込書等の様式)

第6条 この規則による駐車券及び申込書その他の書類の様式については，管理者が別に定める。

(施行細目)

豊中市伊丹市クリーンランド自動車駐車場使用料条例施行規則

第7条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。